

「太子町障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第5期)」(素案)に関するパブリックコメント
(お寄せいただいたご意見に対する町の考え方)

【意見募集期間】平成29年12月28日から平成30年1月26日まで(30日間)

「太子町障害者計画（第3期）・障害福祉計画（第5期）」（素案）に関するパブリックコメント（意見の要旨・町の考え方）

提出者	項目区分	意見の要旨	町の考え方
A	第4章 施策の展開 1. 差別の解消、人権の確保 (24 ページ)	どこに入るかわからないが、町職員の福祉教育だけでなく、庁舎内で連携をとり、福祉施策に取り組んでほしい。	第4章 施策の展開の各項目で記載しておりますように、取り組むべき課題に応じて、保健、医療、介護、教育、保育等、各分野の関係機関と連携を取りながら、障害者福祉施策を推進していきます。
A、B	第5章 障害(児)福祉計画の推進 4. 平成32年度成果目標 (44 ページ)	地域生活支援拠点等の整備に「障害者に係る総合相談窓口を整備します」の文言を入れてほしい。明文化することで実行力のあるものになると考える。町広報等で広く町民に周知徹底を図ることを強く要望する。	相談支援の充実については、障害者が安心して自立した地域生活を送るためにも、町として重点的に取り組むべき課題であると認識しております。成果目標の中で明文化はしておりませんが、地域生活支援拠点の必要な機能の一つとして相談支援機能が挙げられているため、地域生活支援拠点を整備していくなかで、常時対応可能な総合相談窓口についても併せて平成32年度までに整備する方針です。また、整備が完了しましたら、町広報等で周知を図っていきます。
B	第5章 障害(児)福祉計画の推進 5. 障害福祉サービス等の見込量 (50 ページ)	グループホームを「町内に1カ所以上設置します」の文言について、3年間の福祉計画と児計画が終了するまでに、実現化に向けて努力していただきたい。	グループホームについては、現在町内に確保できておらず、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要不可欠であることから、町内に1カ所以上設置することを方策として掲げ、関係機関に働きかけを行うとともに、町民への情報提供に努めていきます。